

1 計画の対象範囲

① 次世代育成推進行動計画と子ども・子育て支援事業計画との関係

| | 次世代育成推進行動計画 | 子ども・子育て支援事業計画 |
|------|--|--|
| 準拠法 | 次世代育成支援対策推進法 | 子ども・子育て支援法 |
| 策定義務 | 無=任意【8条1項】 | 有=義務付け【61条1項】 |
| 内容 | 市民や企業などと一体となって今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定める計画【8条2項】 | 「教育・保育及び地域子育て支援事業」(法定事業)の量の見込みを算出し、その確保を目的とするもので、年度ごとに数値を示す計画【61条2項】 |

② 次世代育成推進行動計画と母子保健計画との関係

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画については、母子保健に関する事項も盛り込むこととされていることから、これらの計画と母子保健計画を一体的に策定しても差し支えない。(母子保健計画について(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))

③ 市方針

三計画とも含んだ計画【前期計画1頁】

2 考え方の背景

① 次世代育成支援対策推進法の目的

子育て > 子育て

次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。(次世代育成支援対策推進法第1条(目的))
 「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。(次世代育成支援対策推進法第2条(定義))

(1) 子どもの視点
 我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である(第1期次世代育成対策推進法に基づく行動計画策定指針一策定にあたっての基本的視点))

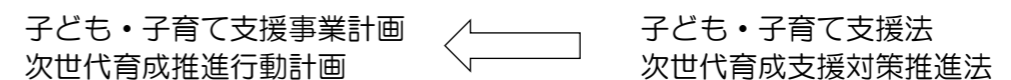
② 子ども・子育て支援法の目的

子育て > 子育て

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする(子ども・子育て支援法1条(目的))

法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある(第1期基本指針(第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項))

③ 子ども・子育て支援事業計画の準拠法



④ 計画構成の基本

- 1 子育て
- 2 子育て

II 計画の骨子案

